

# 一般社団法人横浜市建築士事務所協会 一般社団法人 10 周年・創立 70 周年記念 — 新規入会 入会金無料特別キャンペーン —

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会  
理事長 佐藤 建二

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の活動にご理解とご支援を賜り誠に有難うございます。

当協会は、昭和 27 年 3 月に任意団体として発足し平成 24 年 3 月に一般社団法人として設立し登記されました。同時に建築士法により定められた全国でも唯一の都道府県以外での建築士事務所協会です。主な活動は、横浜市建築局と協定を結んだ『ハマ建住まいの相談窓口』の運営とこれに併設する形で『空家等対策に関する協定』に基づく相談対応もしております。従来から運用しています当協会独自の『認定事業者』制度による相談解決のお手伝いをする仕組みも徐々に実績を上げており、相談から解決までしっかりと会員がフォローできる体制を整えております。

横浜市建築局とは、『地震災害時の被災建築物に関する応急支援等に係る協定』も結ばせていただき、横浜市総合防災訓練などにも参加をしております。令和 2 年 10 月 26 日には新たに締結した協定により、市民の要請による建築士の派遣を実施することといたしました。また、都市整備局とは、『建築物安全相談事業』により木造密集地域の耐火・耐震に関しても協力をさせていただいております。締結した協定の実績については一覧表に纏めましたのでご確認ください。こうした直接市民に対する社会貢献策を通じて「ハマ建」の呼称で市民に認知していただけるよう様々な取り組みを行っております。この度「ハマ建」の活動により多くの方々に参加していただきたく一般社団法人横浜市建築士事務所協会「ハマ建」新規入会者 入会金無料特別キャンペーンを実施いたしますので、協会の活動理念・活動内容についてご理解いただき活動の主旨にご賛同いただける方は、この機会にぜひご入会いただき協会の会務・事業活動に対し何卒ご支援ご協力を賜りますようご案内申し上げます。

敬具

**令和 4 年 6 月 30 日までにご入会申込みの場合、入会金を無料とさせていただきます。**

協会ホームページ「入会について」より入会方法等詳細をご覧ください。  
また、申込書等必要書類がダウンロードできます。

<https://hamaken.jp/publics/index/39/>



当協会は、建築士法に基づき神奈川県知事または神奈川県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた横浜市内に登録のある建築士事務所の開設者が会員となります。  
該当しない場合は申し訳ございませんが、リストより削除いたしますので、ご一報いただくと幸いです。

(裏面へ)

※ 横浜市と締結した「協定」一覧表

- H24.11.26 違反建築物等の情報提供に関する協定（横浜市建築局）
- H25.1.15 地震災害時の被災建築物に関する応急支援等に係る協定（横浜市建築局）
- H27.3.27 市民の住宅相談窓口の拡充に関する協定（横浜市建築局）
- H30.2.6 消防法違反の是正及び未然防止に向けた包括連携協定（横浜市消防局）
- H30.3.30 横浜市における空家等対策に関する協定（横浜市建築局）
- R2.10.26 建築物等の適切な維持管理に向けた支援等に関する協定（横浜市建築局）

【問い合わせ先】

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 事務局

所在地：〒231-0003 横浜市中区北仲通 4-40 商工中金横浜ビル 5 階

電話：045-662-1337

FAX：045-662-8981

E-mail [office@hamaken.jp](mailto:office@hamaken.jp)